

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画産業廃棄物処理場 第3号田子浦港廃棄物処理場

2 都市計画を定める土地の区域（廃止）

昭和50年7月30日付け富士市告示第68号の区域を削除する。

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

富士市役所都市整備部都市計画課

（郵便番号417-8601 富士市永田町一丁目100番地）

4 縦覧期間

令和元年12月6日（金）から令和元年12月20日（金）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）